

# 新型コロナウイルス感染症 対策に関する特別要望

滋賀県

令和2年(2020年)11月4日

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望

本年3月からの第一波、6月からの第二波のコロナ危機を経験し、感染症に対する社会・経済の脆弱性など私たちが築いてきた社会の問題点が顕在化する中、まず守るべきものは、ひとの「いのち」であるという、基本に改めて気づかされたところである。

国においては、新型コロナウイルス対策を最優先課題として掲げ、また雇用を守り、事業を継続させることは極めて大事であるとされていることから、本県においても、引き続き、ひとの「いのち」を守り、地域の雇用を守り、地域経済を活性化すべく対策に取り組む所存である。

については、本県の実情に応じた以下の項目について迅速に対応が図られるよう要望する。

### 記

#### 1 地域医療を担う医療機関への財政支援

予備費による医療機関等への支援について、引き続き新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関へ支援するとともに、それ以外の地域医療を担う医療機関も厳しい経営状況となっていることから、具体的な支援策について早急に示すこと。

#### 2 保健所の体制強化

危機に即応できる保健所の体制整備・強化が図れるよう、保健所設置団体の地方交付税措置（標準団体当たりの保健所職員数の増などによる都道府県の「衛生費」、保健所設置市等の「保健衛生費」）の充実を行うこと。

#### 3 新型コロナウイルス感染症のPCR検査等にかかる公費負担への財政支援

PCR検査等による公費負担については、地方負担分を地方創生臨時交付金の対象とするなど、全額国の負担となるよう財政支援を行うこと。

#### 4 医療用物資等の確保および供給

医療機関等において、一部の医療用資器材の確保が困難な事例も出ていることから、引き続き安定供給に向けた取組を行うとともに、国による直接交付のスキームを継続すること。

また、インフルエンザ流行期には、PCR検査や抗原検査の実施数の増加が見

込まれることから、検査に必要な試薬、綿棒、検査キットの調達・確保などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

## **5 生活福祉資金貸付事業(特例貸付)の財政支援**

生活福祉資金貸付事業(新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付)について、国において都道府県に対し十分な財政支援を行うこと。

## **6 障害者の工賃に対する財政支援**

新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減少している就労継続支援B型事業所利用者の工賃維持に必要な財政支援を行うこと。

## **7 障害者の入院治療等に対する支援**

新型コロナウイルス感染症の入院治療が必要な際に、行動障害等の障害特性により、単身での入院等が難しく、病院スタッフ以外の支援等が必要な場合に、障害福祉サービス等で支援を行うことができるよう、支援策を講じること。

## **8 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた「学びの保障」に向けた人的体制の整備**

3密を避けるための身体的距離の確保など「新しい生活様式」も踏まえた学習環境の整備に当たり、少人数学級編制に向け必要な教員定数を措置すること。

また、教職員の業務サポートや、消毒等の業務を担うスクール・サポート・スタッフの大規模配置体制を継続すること。

## **9 学生への支援**

4月から開始された国の修学支援制度について、年収要件の緩和など対象者の拡大等により学生への支援の強化を図ること。

## **10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続と対象経費の拡充**

### **○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続**

都道府県が実施する感染症対策にかかる経費について、今年度と同様に令和3年度以降も全額国の負担による財政支援を行うこと。

### **○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象経費の拡充**

都道府県における衛生用品の備蓄等支援事業の緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等について、応援体制の構築のため、応援職員を養成するための研修や応援業務のコーディネーター派遣にかかる経費も財政支援を行うこと。

## 11 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充・継続と柔軟な執行

### ○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充・継続

今後も地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対策に適切に、柔軟に取り組めるよう、感染状況等に応じた更なる増額および令和3年度以降についても制度を継続し、積極的な財政措置を行うこと。

### ○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の柔軟な執行

地方公共団体が地域の実情に応じ、感染対策と社会経済、文化活動を両立するためには、基金の活用や柔軟な繰越などにより、来年度も継続的かつ情勢に応じた迅速な対策が必要である。

来年度以降も中小企業の資金繰り支援や雇用・人材確保対策を迅速に進めていく必要があること等から、地方の実情に応じた経済・雇用対策が実施できるよう基金要件の緩和を検討するとともに、繰越についても柔軟な対応を行うこと。

以上

令和2年（2020年）11月4日

滋賀県知事 三日月 大造